

再発防止策に向けた教育委員会の今後の取組について

令和6年8月20日
八潮市教育委員会

八潮市教育委員会は、市内小学校で発生したいじめ重大事態に関して「八潮市いじめ対策委員会」から提出された報告書の内容を真摯に受け止め、「八潮市みんなでいじめをなくすための条例（通称：いじめゼロ条例）」に基づく取組の確実な実施・見届けを行うとともに、市内小・中学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応を一層充実したものとするため、今後、次の取組を進めてまいります。

1 年度当初に、各学校でいじめ対応についての共通理解を徹底【強化】

各学校で作成している「いじめ防止基本方針」、法令に基づくいじめの認知、初期対応、組織的な対応の進め方について、年度はじめに全教職員で共通理解します。

2 事例をもとに具体的な対応についての研修を実施【強化】

校長会や教頭会をはじめ、生徒指導主任等の会議で、事例等を示しながら、いじめ対応や防止対策についての研修を行います。

また、指導主事が定期的に各学校の会議に参加し、いじめ対応に関する指導・助言を行います。

3 いじめ対応に関する研修資料の作成【新規】

各学校での研修で活用できる研修資料を作成し、各学校へ配布します。各学校での研修資料の活用状況の把握、見届けを行います。

4 各校のいじめ防止基本方針の確認・見届け【強化】

各学校で作成している「いじめ防止基本方針」の毎年の見直しを徹底し、年度はじめに提出を義務付けます。

また、校内いじめ対策委員会の設置・運用状況について確認します。

5 児童生徒の心や体調の変化の早期発見の推進【強化・新規】

いじめの早期発見、早期対応のために、学期に少なくとも2回は「いじめに関する調査（いじめアンケートなど）」を実施します。

また、1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、児童生徒が発するSOSの早期発見・早期支援につなげます。

6 いじめ撲滅授業の実施・いじめの取組の推進【強化】

市で作成した「いじめ撲滅指導案」をもとに、各学校で2学期に実施している「いじめ撲滅授業」に加え、1学期にも「いじめに関する授業等」を実施します。

また、年間を通して、SNSの使い方やSNSの危険性についての授業を実施します。

さらに、各学校から提出された「いじめに関する取組報告」により、実施内容の把握・見届けを行います。

7 学校をサポートする職員を増員【強化】

さわやか相談員や支援員など、学校をサポートする職員の増員を進め、相談体制の充実を図るよう努めます。

8 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる研修の実施【新規】

各学校において、学校に配置されているスクールカウンセラーと連携し、「いじめ対応」や「相談対応」などの校内研修を実施します。また、スクールソーシャルワーカーの活用方法についての研修を実施します。

9 八潮市教育相談所の相談対応の充実【強化】

八潮市教育相談所の職員の増員を進め、悩みを抱える児童生徒・保護者への相談体制を強化するとともに、必要に応じて各学校をサポートできるようにします。

また、スクールカウンセラーや臨床心理士など、専門的な相談員によるオンライン相談の実施について検討します。

10 学校・家庭・地域が連携しいじめ防止対策・いじめ対応の推進【強化】

学校だよりや保護者会などの機会を利用し、いじめに対する正しい理解を促すための情報提供を行います。

また、各学校で実施するいじめ撲滅のための授業や講演会などの取組を、積極的に保護者や地域に公開することにより、学校・家庭・地域が連携しいじめ防止対策・いじめ対応に取り組めるようにします。